

## 教職員定数改善の推進及び教育予算の拡充を求める意見書

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が平成23年4月に改正され、小学校1年生については、35人以下学級となり、その附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上の措置を講ずることが明記された。

しかしながら、平成24年度以降、小学校2年生から中学校3年生までの35人以下学級については、同法律の改正が実施されていない。

そのような中、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ、不登校など、子どもたちを取り巻く環境が複雑、多様化する中、学校に求められる役割は拡大している。

この状況下において、一人一人の子どもに丁寧な対応を行い、豊かな教育を保障するためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

また、将来を担う子どもたちへの教育は、未来への先行投資である。

その教育を行うため、学校施設整備などの教育環境を整えていくには、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育予算を拡充していくことが極めて重要である。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など教育予算充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 令和元年6月12日

(議決年月日) 令和元年6月25日

(議決結果) 可決(全会一致)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣